排水設備工事申請に関する留意事項（下水道指定工事店向け）

令和５年２月版　矢巾町上下水道課

≪申請書作成≫

排水設備工事の申請にあたっては、矢巾町では別紙の「排水設備申請チェックリスト」を用いるので、内容を参照の上、申請図書を適正に作成の上申請願います。特に次の点にご注意願います。

・公共下水道と農業集落排水では申請書類が違います。どちらなのか住所で回答できますので、不明の場合は事前に電話等で確認願います。

・平面図は方位、敷地全体と建物、道路との位置関係が分かるよう作成願います。

・公設ますの構造（深さ、防護蓋の有無）、寸法、規格を確実に記載願います。

・公設ますを残して排水設備を撤去する場合など、キャップ止めのみとなる場合は、書類手続きは通常どおりですが、完了検査は写真の提出のみとしています。

≪行為の許可≫

新築等の際、宅地内に公設ますが設置されていない宅地において、下水本管から取付管及び公設ますまでを排水設備工事と一体で実施する場合があり、その際には下水道法第 24 条第 1 項第 3 号及び矢巾町公共下水道条例第 33 条に定める行為の許可の手続きが必要となります。

※この手続きは公共下水道のみです。農業集落排水の場合は、排水設備承認申請時に取付管及び公設ますを排水設備と同時に工事する内容とし、取付管及び公設ますについては町に帰属する旨を図面余白に記載し、帰属する位置を図面上に明示してください。

・申請様式　水道やはば HP から、トップページ＞事業者の方へ＞様式ダウンロード＞公共下水道工事＞第 17 条関係　行為の許可申請書（word 形式、pdf 型式）をダウンロードしてご使用ください。

・添付書類　矢巾町公共下水道条例施行規則第 17 条に定める書類として、位置図、平面図（下水本管から取付管及び公設ますまでの工事図面とし、排水設備は含めない）、物件の構造及び断面図、工事仕様書（JSWAS 規格品とし、製品番号等を図面に明示）、利害関係人（建物所有者、隣接土地所有者など必要に応じ）の同意書（参考様式として様式ダウンロードに掲載しています。）が必要です。

【内容審査】

・基本的に道路占用と同じ図面を用います。ただし道路占用は占用部分（道路敷地内）だけが赤表示ですが、行為の許可の場合は、新設する取付管及び公設ます全体が赤表示となる点が異なります。

・敷地と道路の位置関係を明確にし、必要に応じて方位を記入してください。

・排水設備は表示せずに、取付管及び公設ますのみの図面として帰属範囲を明確にしてください。
・取付管及び公設ますの構造、寸法、規格を明記してください。特に防護蓋の有無を忘れずに。
・新設される公設ますは塩ビますを基本とし、深さ 1.5m 未満はφ200、1.5m 以上 2m 未満はφ300 となります。また 2m 以上は 0 号 MH となります。

≪公設ます交換≫

コンクリート製公設ますの場合、経年劣化により浸入水が入るので、公共下水道、農業集落排水とも排水設備確認（承認）申請があった都度、町の予算で塩ビますへの交換を実施しています。具体的には確認（承認）の返却書類に「指示事項有」のスタンプがあり、図面に公設ますの交換を検討願う旨記載されている場合がありますので、対応可能な場合は着手前に必ず町に相談いただき、以下の要件で依頼いたします。
・JSWA 規格の塩ビ製とし、3 方向流入を使用。
・ます深さ 1.5m 未満はφ200、1.5m 以上 2.0m 未満はφ300（2m 以上は交換しません）
・重機運搬費は排水設備工事に含まれるため計上しない。
・防護蓋は申請者負担として見積もりには計上しない。
・工事件名は「矢巾太郎宅公設ます交換工事：宛先は矢巾町長」として見積書を提出願う。
・見積書の内容確認のうえ、問題ない場合はすぐに口頭で施工を依頼するので、必ず事前確認し、依頼前の着手はしないこと。
・完了時に施工前、施工中、完成の 3 段階の写真と請求書を提出が必要。

以上

排水設備申請チェックリスト　Ver1.0

受付年月日

※通常はすべてのチェックが入る　**赤字は指導事項**

申請者

☐ 様式が適正　公共下水道：排水設備（水洗便所）計画確認申請書（黄色）

農業集落排水：排水設備（新設、改造）計画承認申請書（白色）

☐ 申請日、着工完了日は記入済み

☐ 様式の記入欄すべてに記入されている。 ※需要家番号は空欄で可

☐ 建物用途　建物とは排水設備が設けられるものを指す

敷地に対し、新たに建てる、全て建て替える場合	新築
既存の建物はそのままで、建物が増える場合	増築
建物の基本構造はそのままにリフォームする場合	改築

☐ 排水設備の工事区分

敷地に対し何もない状態から設置する場合	新設
既存の施設はそのままで、設備が増える場合	増築
設備の大部分を作り替える場合	改築

※公設ます以外全撤去する場合はキャップ止めとし、写真で確認するので、現場検査は行わない。

☐ 位置図が適正　上方が北、そうでない場合方位が入っている。

☐ 平面図が適正　方位が入っている。敷地全体と建物、道路との位置関係がわかる。

公設ますの構造（防護蓋の有無）、深さ（cmかm）が記入されている。

新設される管の内径（mm）、延長（m）、勾配（%か〇/100）が記入されている。

新設されるますの構造、寸法、規格名等が記載されている。

☐ 縦断図は不要　敷地が広大な場合、高低差が大きい宅地など必要な場合のみ。

☐ 公設ますは既存を利用　本管から新たに公設ますを取り出す場合は、その部分の断面図がある。

新たな公設ますの取出しがある場合、道路占用が必要、公共下水道では併せて行為の許可が必要

☐ 汚水と雨水が完全に分離

☐ ますの深さと配置、管径と勾配、土被りが適正 **【排水設備チェック.xlsx】**

ますの配置：汚水の流路の方向又は勾配が著しく変化する個所にある。（掃除口があれば可）

管渠の長さが内径の120倍を超えない。（例:100mmで最大で12m、150mmで最大18m）

管径と勾配

排水人口（人）	管内径	勾配
150未満	φ 100mm	2.0% 以上
150以上300未満	φ 125mm	1.7% 以上
300以上500未満	φ 150mm	1.5% 以上
500以上	φ 200mm	1.2% 以上

※一つの建物からの排水管でL=3m以下の場合は内径75mm以上でも可。

※上記を下回る勾配の場合、申請者に説明、了解を得るよう指導する。

※やむを得ない場合でも管径にかかわらず1%以上とし、それ以下は認めない。

最小土被り：地内40cm以上、私道内60cm以上

※やむを得ないものと下水道管理者が認める場合30cm以上（申請者に説明、了解を得るよう指導する。）

☐ 全てのますに蓋があり、密閉される構造である。

☐ （農業集落排水）分担金の記載は適正

分担金が必要な場合は、承認条件に分担金の納付を加える。

ます深さ（m）	タイプ
1.5未満	φ 200mm
1.5以上2.0未満	φ 300mm
2.0以上	0号MH

☐ 公設ますの交換は不要

必要なら申請書に【指示事項有】を押印し、図面にCo製を塩ビ製に交換を依頼する旨を記入する。

これらは一般的な場合であり、特殊な事例は係内で相談の上結論を出すこと。